

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当天的に、  
日曜日は、  
がとき、  
日曜日の  
翌日)

## 目次

◇告 示 公平委員会の事務の委託  
土地改良区の定款の変更の認可  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県は、次の規約により、福部村、日南町、日野町、江府町及び溝口町の公平委員会の事務の委託を受けた。

昭和四十年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

福部村と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、福部村（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十年八月一日から施行する。

日南町と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、日南町（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十年八月一日から施行する。

日野町と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、日野町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年八月一日から施行する。

江府町と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、江府町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、

その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年八月一日から施行する。

溝口町と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、溝口町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年八月一日から施行する。

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和四十年六月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び種鶏の所有者に対して検査、注射、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病、ニューカッスル病予防のため

一カッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ロ ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ハ 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ニ ニューカッスル病予防注射

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、投薬及び駆除の方法

イ 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ロ ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

ハ ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ニ だに駆除 BHC散布

ホ 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

ヘ 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

ト ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日 次 実施区域 実施場所

七月 五日 七月 八日 大山町 畑 検診場

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 六日 〃 九日 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 十二日 〃 十五日 中山町 羽田井、東積

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 十三日 〃 十六日 東郷町 添原、藤津  
長和田、埴見

七月 十六日	"	十九日	三朝町	本泉、森、大柿
七月 十九日	"	二十二日	関金町	松河原、郡家畜市場
"	"	"	名和町	小竹、上坪
七月 二十日	"	二十三日	"	西坪、豊成
"	"	"	倉吉市	清谷、福庭、西郷農協、栗尾検診場
七月 二十三日	"	二十六日	"	上北条農協、中北条農協
七月 二十七日	"	三十日	北条町	下北条管理所、米里検診場
七月 二十八日	"	三十一日	中山町	樋口検診場
ピロプラズマ病検査及びだに駆除				
七月 七日	大山町	香取検診場	実 施 場 所	
七月 十一日	中山町	萩原		
七月 十二日	倉吉市	上大立		
七月 十三日	"	富海		
七月 十四日	関金町	大河原		
"	三朝町	木地山		
"	中山町	二本松		
七月 十五日	三朝町	大谷		
七月 二十一日	中山町	高橋		
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬				
七月 六日	日南町	新山、新屋検診場	実 施 場 所	
七月 七日	"	萩山、多里		
八月 八日	"	上阿毘縁、下阿毘縁		
"	"	大管、戸波		
"	"	中津合、本山		
"	"	石脇、原		
"	"	添原、藤津		
"	"	長和田、埴見		
"	"	長瀬		
七月 二十日	日南町	折渡、印賀		
七月 二十一日	"	宗金、野田		
"	三朝町	本泉、大柿、森		
"	日南町	花口、大原		
"	"	神戸上、無坂		
"	関金町	笠木、茶屋		
"	日南町	松河原、郡家畜市場		
"	"	福万来、佐木谷検診場		
"	"	小濁、熊塔		
"	"	大原、東の原		
"	"	清谷、福庭、西郷農協		
"	"	上北条農協、中北条農協		
"	"	上坂、豊坂		
"	"	下北条、米里		
ニューカッスル病予防注射				
七月 八日	溝口町	中村種鶏場	実 施 場 所	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県公報印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】